

1 年金・手当等

(1) 障害基礎年金

次の要件を全て満たす方に障害基礎年金が支給されます。

要件	①	初診日において次の(1)又は(2)に該当すること。 (1) 国民年金の被保険者であること (2) 被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ60歳以上65歳未満であること
	②	障害認定日(原則として初診日から起算して1年6月を経過した日)においてその傷病により国民年金法施行令別表で定める1級又は2級の障害の状態に該当すること。
	③	初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上あること。 または、初診日が令和8年4月1日前の場合は、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料未納期間がないこと(初診日において65歳以上の者は除く)。
年金額	年額 (令和5年度)	1級 993,750円 (68歳以上は990,750円)
		2級 795,000円 (68歳以上は792,600円)
	加算額 (子の人数により加算)	1人目及び2人目の子 1人につき228,700円
		3人目以降の子 // 76,200円

◆支給制限 初診日が20歳前の傷病による障害基礎年金又は昭和61年4月に障害福祉年金から裁定替えされた障害基礎年金、平成6年法に該当することにより支給される障害基礎年金を受給している人は、所得により支給が制限されます。

◆窓 □ 日本年金機構松本年金事務所 電話25-8100
山形村 住民課 電話98-3112

(2) 障害厚生年金及び障害手当金

次の要件を全て満たす方に障害厚生年金が支給されます。

要件	①	厚生年金加入中に初診日(初めて医師又は歯科医師の診察を受けた日)があること。
	②	初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに厚生年金、国民年金又は共済組合の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること

		と。ただし、初診日が令和8年4月1日前の場合は、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料未納期間がないこと（初診日において、65歳以上の者は除く）。
	③	障害認定日（原則として初診日から起算して1年6か月を経過した日）において、その傷病により国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表第一に定める障害の状態に該当すること。
年金額	障害基礎年金額に次の額の障害厚生年金が上乗せされます。	1級 報酬比例の年金額×1.25+配偶者加給年金額
		2級 報酬比例の年金額+配偶者加給年金額
		3級 報酬比例の年金額 3級は障害基礎年金が支給されません。（最低保障があります）

- ◆障害手当金 支給額：報酬比例の年金額×2.0 一時金最低保証額：1,192,600円
- ◆窓 □ 勤務先を管轄する日本年金機構各年金事務所
日本年金機構松本年金事務所 電話25-8100

（3）特別障害者手当

日常生活において、常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障がい者に支給されます。

- ◆支給金額 月額27,980円（令和5年4月から）
5月、8月、11月、2月に前月までの3か月分を支給
- ◆障害程度 国民年金法による障害等級表1級程度の障害が重複する方又はこれと同等程度以上の方
- ◆支給制限
 - ・施設等に入所したとき又は継続して3月以上入院したとき
 - ・本人または扶養義務者の所得が一定額（限度額）を越えたとき
- ◆窓 □ 松本保健福祉事務所 福祉課 電話40-1911（直通）

（4）障害児福祉手当

日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度障がい児（20歳未満）に支給されます。

- ◆支給金額 月額15,220円（令和5年4月から）
5月、8月、11月、2月に前月までの3か月分を支給
- ◆障害程度 身体障害者手帳1級、2級（一部）程度、知能指数おおむね20以下程度及び精神障害のある方
- ◆支給制限
 - ・施設等に入所したとき
 - ・本人又は扶養義務者の所得が一定額（限度額）を越えたとき
 - ・障害を支給事由とする年金を受けることができるようになったとき
- ◆窓 □ 松本保健福祉事務所 福祉課 電話40-1911（直通）

(5) 重度心身障害児者介護者慰労金

重度心身障がい者と同居し、6か月(180日)以上介護している方に対して支給されます。

- ◆支給要件 ・障害児福祉手当又は特別障害者手当の対象又はこれと同等程度以上の障がいがある者を常時介護している方
- ◆支給金額 年額60,000円(12月に支給)
- ◆窓 口 山形村役場 保健福祉課 電話97-2100

(6) 特別児童扶養手当

重度若しくは中度の身体障がい又は知的障がい、精神障がいのある20歳未満の在宅の児童を監護している父若しくは母又は養育者に支給されます。

(手当を受けている方やその配偶者及び扶養義務者の所得が一定額を超える場合や、障がい児が児童福祉施設に入所されている場合は支給の対象となりません。)

- ◆障害程度 1級…おおむね身体障害者手帳1・2級または療育手帳A1、A2
2級…おおむね身体障害者手帳3級または4級の一部、療育手帳B1
- ◆支給金額 1級…障がい児1人につき月額53,700円(令和5年4月から)
2級… // 月額35,700円(//)
4月、8月、11月に4月分を支給します。
- ◆窓 口 山形村役場 住民課 電話98-3112

(7) 児童扶養手当

次のいずれかに該当する父、母や父母に代わって18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に対して支給されます。(ただし、児童が心身に中程度以上の障がいを有する場合は20歳未満まで延長されます)

- ◆要件
 - ・父母が離婚後、父または母と別れて生活している児童
 - ・父または母が死亡した児童
 - ・父または母が重度の障害の状態にある児童
 - ・父または母がDV保護命令を受けた児童
 - ・1年以上にわたり、父または母が法律により拘束されている児童
 - ・1年以上にわたり、父または母が生死不明の児童
 - ・1年以上にわたり、父または母から遺棄されている児童
 - ・母が婚姻によらないで生まれた児童
- ◆支給金額(令和5年4月から)

本体額	全部支給44,140円	一部支給43,060円~10,160円
第二子加算額	全部支給10,170円	一部支給10,160円~5,090円
第三子以降加算額	全部支給6,100円	一部支給6,090円~3,050円

- ◆支給制限
 - ・児童が施設に入所しているとき、又は里親に委託されている場合
 - ・父や母、父母に代わって養育している方、児童が公的年金を受けられる場合（年金との差額を受給できる可能性があります）
 - ・児童が父または母の配偶者（内縁関係も含む）に養育されているとき
- ◆窓 〇 山形村役場 住民課 電話98-3112

（8）心身障害者扶養共済

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡したり著しい障がいを有する状態となったとき、その方が扶養していた障がいのある方に年金を支給する制度です。

1人の心身障がい者につき2口まで加入できます。掛金は全額所得控除され、年金・弔慰金には所得税がかかりません。

- ◆加入要件
 - ・身体障害者手帳1～3級、知的障害者、精神障害者を扶養している保護者
 - ・加入者は県内に在住する65歳未満
- ◆掛 金 加入年齢により、1口月額9,300円～23,300円
 ※掛金が減免や免除になる場合があります。
 ※掛金に対する補給金制度があります。（村の制度）
- ◆支給金額
 - ・年金月額20,000円（1口）
 - ・1年以上加入し、障がい者が加入者より先に死亡したとき
弔慰金 50,000円～250,000円（1口）
 - ・5年以上加入し脱退したとき
脱退一時金 75,000円～250,000円（1口）
- ◆窓 〇 松本保健福祉事務所 福祉課 電話40-1911（直通）

（9）心身障害者扶養共済制度補助

（8）の、心身障害者扶養共済制度に加入している保護者に対し、掛け金の3分の2を補助します。

- ◆窓 〇 山形村役場 保健福祉課 電話97-2100

（10）特定疾患等患者福祉手当

特定疾患等の受給者証をお持ちの方に福祉手当（年額15,000円）を支給します。

- ◆対象者 令和5年10月1日時点で6か月以上本村に住所を有し、同日において次のいずれかの受給者証をお持ちの方又はその保護者
 [特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、長野県特定疾病医療費受給者証、ウイルス肝炎医療費受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証]
- ◆窓 〇 山形村役場 保健福祉課 電話97-2100